

こうち奨学金返還支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定、こうち奨学金返還支援事業実施要綱（令和6年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）及びこうち奨学金返還支援事業に係る募集要領に基づき、こうち奨学金返還支援給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、県内企業等と共に当該奨学金の返還を支援することにより、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援することを目的として、予算の範囲内で給付金を交付する。

(支援対象者の要件)

第3条 給付金の交付の対象者は、実施要綱第3条に定める者とする。

(支援対象経費、交付率及び支援限度額等)

第4条 支援対象経費、交付率及び支援限度額等は、実施要綱別表2及び同第8条に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(給付金の交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、登録企業へ就職した年の翌年以降毎年4月1日から5月31日までに現況届兼給付金交付申請書（別記第1号様式）により知事に申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登録企業が発行する勤務証明書（別記第2号様式）
- (2) 奨学金の貸与機関が発行する奨学金の返還額が確認できる書類
- (3) 県税事務所が発行する県税の滞納がない旨を証する「納税証明」の写し又は、「県税完納情報の提供にかかる同意書」
- (4) 市町村が発行する市町村税の滞納がない旨を証する「納税証明」の写し（連携市町村に居住の場合）

(給付金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請を審査し、給付金を交付することが適当であると認めるときは、実施要綱第7条及び第8条に基づき、登録企業及び連携市町村に対し、支援対象者から申請される別記第1号様式の写しとともに金銭負担の額について別記第3号様式及び別記第4号様式により通知する。また、この通知に基づき登録企業及び連携市町村は寄附金の納入を行うこととする。

- 2 知事は、前項の規定による寄附金の納入を確認した後、支援対象者へ交付すべき給付金の額を確定し、別記第5号様式により当該申請をした者に通知し、給付金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第1に該当する場合を除く。

(支援の条件)

第7条 給付金の交付の目的を達成するため、給付金の交付を受けようとする者は、規則、実施要綱及びこの要綱の規定並びに法令を遵守しなければならない。

(給付金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第1のいずれかに該当すると認められた場合は、給付金の額の確定の有無にかかわらず、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則、実施要綱若しくはこの要綱の規定又は法令に違反した場合
- (2) 実施要綱又はこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により給付金の交付決定を受けた場合
- (4) 支援事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(情報の開示)

第9条 支援事業又は給付金の交付を受けた者に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金については、第8条及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第6条・第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。